

司法試験委員会会議（第39回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成19年8月2日（木）14：45～17：00

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）太田 茂，奥田隆文，小幡純子，長谷川真理子，本間通義（敬称略）

司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

稲田伸夫人事課長，松本 裕人事課付，濱田亮二試験管理官

4 議題

- (1) 平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）
- (2) 平成20年度旧司法試験の実施について（協議）
- (3) 平成20年新司法試験の実施について（協議）
- (4) 平成19年新司法試験考査委員による不適正行為の試験への影響等について（協議）
- (5) 考査委員からの報告等に基づく事実確認の状況について（協議）
- (6) 司法試験考査委員体制の在り方等について（協議）
- (7) 平成19年新司法試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- (8) その他報告案件
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員推薦候補者名簿

資料2 平成20年度旧司法試験第一次試験実施予定表

資料3 平成20年度旧司法試験第二次試験実施予定表

資料4 平成20年新司法試験の実施日程等について

資料5 第2回新司法試験に関するアンケート結果送付の件

6 議事等

- (1) 平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）
平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員として，資料1記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (2) 平成20年度旧司法試験の実施について（協議）
平成20年度旧司法試験第一次試験及び第二次試験の実施について，事務当局から説明。試験実施予定については，資料2及び資料3のとおり，承認された。

(3) 平成20年新司法試験の実施について(協議)

平成20年新司法試験の実施について、事務当局から説明。試験日程及び試験地並びに試験実施予定については、資料4のとおり、承認された。

(4) 平成19年新司法試験考査委員による不適正行為の試験への影響等について(協議)

平成19年新司法試験考査委員による不適正行為の試験への影響等について、考査委員会議の結論、今回の不適正行為に関連して、受験生等から当省に寄せられている意見・要望の内容、関西大学大学院及び関西学院大学大学院から司法試験委員会に対する要望書が提出されていることなどが事務当局から報告された。協議の結果、考査委員会議の議決のとおり、「短答式試験については、当初から正解と予定していた選択肢を解答したものについて得点を与える通常の見取りを変更しないこととし、短答式試験の合格に必要な成績について変更しない。論文式試験については、再試験等特段の措置を講ずることはしない。」旨決定された。

また、今回の不適正な行為が、慶應義塾大学大学院において行われたことなどを受け、司法試験委員会から、慶應義塾長に対し、この度の行為が、慶應義塾所属の教授により、慶應義塾の施設内において、慶應義塾の学生及び修了生を対象に行われたことについて、厳正に受け止め、再発防止に努めるよう求める文書を発出することが決定された。

(5) 考査委員からの報告等に基づく事実確認の状況について(協議)

全考査委員に対し求めることとした報告や文部科学省からの情報提供などに基づき、行った事実確認の状況について、事務当局から報告がなされた。

協議の結果、2名の考査委員が、大宮法科大学院において、既に実施された平成18年の本試験問題を学生に解答させて指導し、その際、学生に対して、配点を記載したものを示したことについて、その配点は、実際に考査委員間で協議されたり、用いられたりしたものではなかったものの、かかる行為は、特定の受験生に対して、考査委員にしか知り得ない情報が提供されたのではないかという疑念を抱かせるおそれがあることから、当該考査委員2名に対し、注意をすることが決定された。

(6) 司法試験考査委員体制の在り方等について(協議)

この度の事態の再発を防止するため、今後の考査委員体制の在り方等について、協議がなされた。

協議の結果、問題作成に従事する考査委員の数を絞り込み、試験実施後に、採点のために必要な考査委員を追加して任命すること、平成20年以降の考査委員が遵守すべき事項を定めること、試験の実施が終了した平成19年の考査委員においても、必要な事項については、遵守するものとして申し合わせをしていただくよう要請する方針が決定された。

(7) 平成19年新司法試験における不正受験者の取扱いについて(協議)

平成19年新司法試験における不正受験者について、行政手続法に基づく弁明の機会を付与したが、回答期限までに弁明がなされなかったことについて、事務当局から報告がなされた。協議の結果、短答式試験の試験時間中、使用が許可されていない法文を持ち込み、答案作成に利用した当該受験生を、3年間の受験禁止処分とすることが決定された。

(8) その他報告案件

事務当局から，東京弁護士会から提出された資料5「第2回新司法試験に関するアンケート結果送付の件」について報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

次回の司法試験委員会は，平成19年9月12日（水）午後2時から開催することが確認された。

（以上）